

(平成 28 年度第 1 回環境影響評価審査会資料)

○ (仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業に係る環境影響
評価方法書

- (1) 事業概要 1
- (2) 環境影響評価の手続の状況 3

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業の概要

- 1 事業名 (仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業
- 2 都市計画決定権者 宜野湾市長 佐喜眞 淳
※環境影響評価手続は都市計画決定権者が行うことができる
【根拠】 沖縄県環境影響評価条例第42条第2項
- 3 事業場所 宜野湾市字普天間石川原、字安仁屋東原、字安仁屋前原、字新城下原、字新城大道原、字新城西原、字喜友名山川原、字喜友名下原、字喜友名西原の各一部
※キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区) 返還地

4 事業目的

本事業は、平成27年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区 約50.8haの駐留軍用地跡地である。

本駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、健全な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行い、道路、公園、雨水排水施設等の都市施設を整備するとともに、高等教育施設、高度医療施設、居住地等の必要な用地を確保している。

なお、本事業実施区域は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づく特定駐留軍用地として指定されており、返還後の計画的な開発整備を行う必要があると認められている。

5 事業概要

- (1) 事業種類 土地区画整理事業
- (2) 事業規模 約 50.8 ha
- (3) 計画用地 国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン、都市公園(墓地ゾーン含む)

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成8月12日 SAC0最終報告において平成19年度末を目処に返還合意

平成13年度 普天間飛行場跡地利用計画及び宜野湾市都市計画マスタープラン策定開始

平成14年度 宜野湾市において「瑞慶覧地区跡地利用基本構想」を策定

平成15年度 宜野湾市において「瑞慶覧地区跡地利用基本計画」を策定

平成25年4月5日 嘉手納以南の土地の返還計画を日米両政府が共同発表

平成25年度 瑞慶覧地区跡地利用基本計画の見直しに着手

平成25年6月13日 キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還について日米合同委員会合意

平成27年3月31日 キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区) 返還

(2) 環境影響評価手続の経緯

○ 配慮書手続

平成27年 2月 9日	計画段階環境配慮書の県への送付
3月25日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出
9月18日	配慮書対象事業が実施されるべき区域等の公表

○ 方法書手続

平成28年 1月25日	方法書及び要約書の県への送付
1月26日	方法書の公告及び縦覧 ※縦覧期間：2月24日、意見の提出：3月9日
3月10日	住民等の意見の概要書の県への送付
5月 日	方法書に対する知事意見の提出

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業の環境アセスメントに関する流れ



